



2024年5月10日

各 位

会 社 名 日立造船株式会社  
代表者名 取締役社長兼 COO 桑原 道  
(コード：7004、東証プライム)  
問合せ先 執行役員 経営企画部長 宮崎 寛  
TEL 06-6569-0005

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2024年6月20日開催予定の第127回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、商号の変更については、2023年9月27日付「商号の変更に関するお知らせ」において公表いたしております。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、1881年に「大阪鉄工所」として創業し、造船、鉄構、プラント、産業機械などへ事業を拡大し、1943年に商号を「日立造船株式会社」としましたが、その後、2002年に造船事業を分離し、現在は「脱炭素化」「資源循環」「安全で豊かな街づくり」の分野でグローバルに事業を展開するなど、当社の姿は大きく変容しました。つきましては、企業理念の実現に向け、技術の力で人類と自然の調和に挑む企業グループとして新たな歴史を築いていくため、商号を「日立造船株式会社」から「カナデビア株式会社」(英文：Kanadevia Corporation)に変更すべく、現行定款第1条(名称)を変更するものであります。

また、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開を踏まえ、現行定款第3条(目的)の事業目的を追加および変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2024年6月20日(予定)

定款第3条(目的)変更の効力発生日 : 2024年6月20日(予定)

定款第1条(名称)変更の効力発生日 : 2024年10月1日(予定)

以上

【別紙】

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款抜粋	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (名称) 当社は<u>日立造船株式会社</u>と称する。 英文では <u>Hitachi Zosen Corporation</u> と表示する。</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>第3条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 次に掲げる品目及びその部品並びにこれに関連する総合設備の製作、売買、仲介、<u>賃貸借、据付、修繕、解体及び運転・管理</u></p> <p><u>(1) 各種船舶、艦艇</u></p> <p><u>(2) 内燃機関、タービン、ボイラ等の各種原動機、原子力機器、発電装置及び船用諸機械</u></p> <p><u>(3) 製鉄機械、鍛圧機械、セメント機械、土木建設機械、運搬機械、鉱山機械、風水力機械、電解装置、脱水機、<u>駐車装置、ロボット、車輛等の産業用機械・装置及び兵器</u></u></p> <p><u>(4) 化学プラント、肥料プラント、石油ガスプラント、造水プラント、食品プラント、紙パルププラント等の各種プラント及びプラント関連機器</u></p> <p><u>(5) 海洋構造物、橋梁、鉄骨、鋼製煙突、鉄塔、鉄管、水門、貯槽等の各種鉄鋼構造物</u></p> <p><u>(6) ごみ焼却施設、産業廃棄物処理装置、大気汚染防止装置等の各種環境保全・公害防止装置</u></p> <p>(変更のうえ (4) より移動) (変更のうえ (5) より移動)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (名称) 当社は<u>カナデビア株式会社</u>と称する。 英文では <u>Kanadevia Corporation</u> と表示する。</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 次に掲げる品目及びその部品並びにこれに関連する総合設備の<u>設計、製作、売買、仲介、賃貸、据付、修繕、解体、<u>運転・管理及び古物営業法に基づく古物の売買と古物市場の運営</u></u></p> <p>(変更のうえ (8) へ統合) (現行のまま (8) へ移動)</p> <p>(変更のうえ (9) へ移動)</p> <p>(変更のうえ (2) へ移動)</p> <p>(変更のうえ (3) へ移動)</p> <p><u>(1) 各種環境保全・公害防止装置</u></p> <p><u>(2) 各種プラント及びプラント関連機器</u></p> <p><u>(3) 各種鉄鋼構造物</u></p>

現行定款抜粋	変更案
<p>(7) <u>上水・下水・工業用水・廃水・汚水等各種水処理装置及びその関連機器</u></p> <p>(8) <u>航空機、宇宙機器及びその関連機器</u></p> <p>(9) <u>情報処理システム、通信システム、制御システム及びその関連機器</u></p> <p>(10) <u>スポーツ施設、遊園地その他の遊戯施設及びその関連機器</u></p> <p>(11) <u>鋳造品、鍛造品、セラミックス、複合材料等の素材及び土木建築用材料並びにその加工・表面処理装置</u> (2)より移動、(1)と統合)  (変更のうえ (3) より移動)</p> <p>(12) <u>ゴム及び樹脂製品並びにライニング製品</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理・運営</u></p> <p>4. (条文省略)</p> <p>5. <u>バイオテクノロジーによる農林水産物等の生産及び販売</u> (新設)</p> <p>6. <u>海難救助並びに海運業</u></p> <p>7. <u>電気及び熱の供給に関する事業</u> (新設)</p> <p>8. <u>土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイ</u></p>	<p>(4) <u>各種水処理装置及びその関連機器</u></p> <p>(5) <u>航空・宇宙機器及びその関連機器</u></p> <p>(6) <u>情報処理システム、通信システム、制御システム及びその関連機器</u> (削除)</p> <p>(7) <u>鋳造品、鍛造品、セラミックス、複合材料等の素材及び土木建築用材料並びにその加工・表面処理装置</u></p> <p>(8) <u>内燃機関、タービン、ボイラ等の各種原動機、原子力機器、発電装置、船舶及び船用諸機械</u></p> <p>(9) <u>製鉄機械、鍛圧機械、セメント機械、土木建設機械、運搬機械、鋸山機械、風水力機械、電解装置、脱水機、電子機器、医療機器、食品・医薬製造関連機器、ロボット、フィルム製造装置、電池関連装置等の産業用機械・装置</u> (削除)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>不動産の売買、仲介、賃貸及び管理・運営</u></p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. <u>農林水産物等の生産及び販売</u></p> <p>6. <u>食品・医薬品・工業薬品、その他化学薬品等の製造及び販売</u></p> <p>7. <u>海難救助並びに海運業、陸運業、倉庫・港湾荷役業、旅行業、保険代理業、保安警備業及び人材派遣業</u></p> <p>8. <u>電気、熱その他エネルギーの供給に関する事業</u></p> <p>9. <u>各種廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事業</u></p> <p>10. <u>土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事</u></p>

現行定款抜粋	変更案
<p>ル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業及び清掃施設工事業</p> <p><u>9.</u> ～<u>11.</u> (条文省略)</p> <p>第4条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、<u>清掃施設工事業及び解体工事業</u></p> <p><u>11.</u> ～ <u>13.</u> (現行どおり)</p> <p>第4条～第46条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 定款第1条 (名称) の変更は、2024年10月1日をもって効力を生ずるものとし、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除するものとする。</u></p>